## 臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金について

**問合せ** 町民福祉課福祉担当 ☎0495-77-2112

消費税率引き上げの影響等を踏まえ「臨時福祉給付金」を、『一億総活躍社会』の実現に向け、賃金引 上げの恩恵が及びにくい年金受給者の方への支援として「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給し

対象と思われる方へ、8月下旬から申請用紙を送付しています。

臨時福祉給付金の支給対象者

平成28年度分の住民税(町県民税)が非課税の方 (ただし、住民税が課税されている方の扶養となっている場合や、生活保護の受給者である場合は対象外)

支給対象者1人につき 3.000円 支給額

●障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象者

上記の臨時福祉給付金の支給対象の方で、

平成28年5月分の障害基礎年金、もしくは遺族基礎年金等を受給されている方 (ただし、既に高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給された方は対象外)

支給対象者 1 人につき 30.000円

2つの給付金ともに、**平成28年9月1日(木)から11月30日(水)** 

# 平成29・30年度建設工事請負等の 入札参加資格審査に係る申請の受付について

**☎**0495-77-2114

埼玉県入札審査課 ☎048-830-577]

平成29・30年度の建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務の入札参加資格審査に係 る新規・更新申請受付を下記のとおり実施します。なお、受付は埼玉県電子入札共同システムに参加し ている県内自治体と共同で実施するため、埼玉県が一括して行います。そのため、役場窓口では申請を 受け付けられませんので、ご注意ください。

- ① 対象事業者 現在、埼玉県電子入札共同システムに登録のない事業者
- 受付日程 9月9日(金)~10月7日(金)
- 受付方法 埼玉県入札審査課への郵送による申請(当日消印有効、持参不可)

- 対象事業者 現在、埼玉県電子入札共同システムに登録されている事業者 (業者 I D番号をお持ちの事業者)
- ② 受付日程 建設工事のみを申請する場合

10月11日(火)~11月25日(金)

設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務を申請する場合

10月11日(火)~11月11日(金)

※建設工事を同時に申請する場合も、この受付期間となります。

- 受付方法 埼玉県電子入札共同システムによる電子申請を行うとともに、関係書類を埼玉県入 札審査課へ郵送(当日消印有効、持参不可)
- 参加自治体を追加する場合も、更新として申請ができます。
- 埼玉県入札審査課 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
- 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間
- **◆その他** 申請書類等の詳細は埼玉県ホームページで公表されています。

申請に必要な様式等が掲載されておりますので、以下URLからご確認ください。

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kouji2930top.html

※国保=国民健康保険

ド型で、 ようご注意ください 届きましたら、 てください ます。 い保険証 ンフレッ 枚 30 て 日 い 内容の確認をし (色は桃色) つです。カーです。カー

有効期限は9月2

日 か

9月15日から30日の間に簡易書留で郵送いたします。

10月1日から使用できる新しい国民健康保険被保険者証

(以 下

「保険証」)を

資源を行

ます

0495 5

77

2

.11

います。ば保について です。小さいので、なくさない保に加入していることの証明書 さんにかかるときに必要な、国保険証は、病気などでお医者 ぜひご覧ください。 ト等も国 って

が

### 新しい保険証が届いたら



### 保険証の内容を確認してください

- ●国保加入者全員分の保険証が届いていますか?
- ●住所、世帯主の氏名は間違いないですか?
- ●加入者の氏名、生年月日等は間違いないですか?
- ※9月1日以降に変更(喪失届・住所変更など)があった 場合、新しい保険証に反映されていないことがあります。



### 記載事項に誤りや変更点があったら役場 ③番保険健康課の窓口で手続きしてください

【お持ちいただくもの】

- ●郵送された新しい保険証
- ●現在使用している保険証
- ●印かん

⑤個人番号を確認できる書類

留力ー

ドなど)

在

神泉総合支所 地域総務課

●会社等から交付された保険証



【届出に必要なもの】

①会社等から交付され ④身分証明書 (運転免許証、 ②国保保険証 (※国保をやめる人の分す ③印かん

た保険証

人が手続きに来られない場合は、お早めに手続きをしてください。 しまい 険料を重複して支払う状態が続 方に加入している場合、町の国民健たに会社等の勤務先の健康保険の両町の国民健康保険と、就職等で新 じ世帯のご家族でも手続きができま人が手続きに来られない場合は、同お早めに手続きをしてください。本 手続きをしないと、 康保険をやめる手続きが必要です。 会社等の保険証が手元に届いたら、 払う状態が続いて国保税と健康保

国保の 保険証 会社の 保険証

健康保険に重複加入 h か

11 広報かみかわ9月号

2016.9.1 10